（別紙４）

事　前　評　価　調　書

Ⅰ　事業概要

事 業 名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）
地 区 名	一般県道神屋味美（かぎやあじよし）線
事業箇所	春日井市神屋町（かすがいしかぎやちょう）地内
事業のあらまし	本路線は、春日井市内の国道 19 号に並行しており、バイパスとして交通量も多い。 当該区間は通学路として利用されており、北側に歩道が無く、歩行者等が危険にさらされている状況である。このような状況を解消するため、当該区間に歩道を設置し、歩行者の安全を確保する。
事業目標	【達成（主要）目標】 ①　歩行者等の安全確保 【副次目標】（必要に応じて記載する） ―

事 業 費	事業費	内訳
	3.0 億円	■工事費　2.5 億円、■用補費　0.2 億円、■その他　0.3 億円

事業期間	採択予定年度	2023 年度	着工予定年度	2024 年度	完成予定年度	2027 年度

事業内容	・歩道設置　L=300m　幅員　W=14m

Ⅱ　評価

①事業の必要性

1）必要性	当該区間は通学路に指定されており、歩道がなく、歩行者が危険な状況にさらされているため、早期の整備が必要である。
判定	A A：　現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：　現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 通学路であり、歩行者の安全確保が必要であるため。

②事業の実効性

1）事業計画

【事業計画】

		2023	2024	2025	2026	2027	合計
工種区分	調査・設計	←──	──→				0.3
	用地補償		←──	──→			0.2
	工事		←──	────	────	──→	2.5
事業費(億円)		3.0					3.0

2）地元の合意形成

当該区間は通学路に指定されており、地元からも早期整備が望まれている。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">判定</td><td>A</td><td>A：　事業計画の実効性が期待できる。
B：　事業計画の実効性が期待できない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【理由】
・十分な事業執行体制が整っており、事業計画の実行性が高いため。</td></tr>
<tr><td colspan="4">Ⅲ 対応方針</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施が妥当である</td><td colspan="2">事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてＡ判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</td></tr>
<tr><td colspan="4">Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</td></tr>
<tr><td colspan="4">■対象（事業完了後５年目）　□対象外
【事業完了後５年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】
・歩行者等の通行に係る安全性の改善状況</td></tr>
</table>